

こま そうだん まどぐち れんらく
困ったときは相談窓口^{だれ}に連絡^{はな}してみよう。

あなたが誰かにいやなことをされて、まわりに話^{はな}しづらいときは
相談^{そうだん}してね。どこに相談^{そうだん}しても大丈夫^{だいじょうぶ}。

★ おきなわけん じどうそうだんじょ そうだん う
沖縄県の児童相談所(子どもについての相談を受けるところ)

そうだんじかん げつ きん ど にちしゅくじつ いれい ひ ねんまつねんし のぞ
相談時間 月～金(土・日・祝日・慰霊の日・年末年始を除く) 8:30～17:15

ちゅうおうじどうそうだんじょ でんわ
◎中央児童相談所 電話(098)886-2900

みやこぶんしつ でんわ
宮古分室 電話(0980)75-6505

やえやまぶんしつ でんわ
八重山分室 電話(0980)88-7801

じどうそうだんじょ でんわ
◎コザ児童相談所 電話(098)937-0859

びこうらん
備考欄()

★ おきなわ子ども虐待^{ぎゃくたい}ホットライン^{でんわ} 電話(098)886-2900

そうだんじかん げつ きん ど にちしゅくじつ いれい ひ ねんまつねんし じかんうけつけ
相談時間 月～金 17:15～翌朝8:30 ※土・日・祝日・慰霊の日・年末年始は24時間受付

★ じどうそうだんじょ ぎゃくたいたいおう
児童相談所 虐待対応ダイヤル^{でんわ} 電話189

「こども」「若者^{わかもの}」やその家族等^{かぞくとう}からの様々な悩み^{さまざま なや}に対応^{たいおう}する総合相談窓口^{そうごうそうだんまどぐち}

★ こ わかもの そうだん
子ども若者^{わかもの}みらい相談プラザsorae(ソラエ)

ちゅうぶ なんぶ りとうけんいき ざいじゅう かた でんわ
◎中部・南部・離島圏域在住の方(ソラエ(なは)) 電話(098)943-5335

そうだんじかん か ど にち げつしゅくじつとう のぞ
相談時間 火～土(日・月・祝日等を除く) 10:00～18:00

ほくぶ いえぞん いへやぞん いぜなぞん ふく けんいきざいじゅう かた でんわ
◎北部(伊江村、伊平屋村、伊是名村含む)圏域在住の方(ソラエ(なご)) 電話(0980)43-8300

そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつとう のぞ
相談時間 月～金(土・日・祝日等を除く) 10:00～17:00

もんたい た なや そうだん まどぐち
いじめ問題その他子どもの悩みをいつでも相談できる窓口

★ じかん もんぶかがくしょう
24時間子どもSOSダイヤル(文部科学省)

でんわ つうわむりょう
電話 0120-0-78310(通話無料)

なや ごと そうだん おきなわべんごしかい まどぐち
子どもの悩み事を相談できる沖縄弁護士会の窓口

★ なや ごと ばん おきなわべんごしかい
子どもの悩み事110番(沖縄弁護士会)

でんわ そうだんじかん げつようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
電話(098)866-6725 相談時間 月曜日(祝日・年末年始を除く) 16:00～19:00

たいせつなあなたへ

けんり
こどもの権利リーフレット



あなたには生まれながら 大切にされる権利があるんだよ

あなたは、世界にたったひとりの、とても大切な存在。
命が守られること、大切にされること、
誰かに助けってもらうことは、あなたの権利なんだ。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)について

1989年、世界中の子どもたちを守る大きな味方「子どもの権利条約」ができたんだ！
子どもの権利条約には、4つの柱があるといわれているよ。
どれも、子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならぬと言っているんだ。
なんと現在、日本を含めた196の国と地域が条約を守ることを約束しているよ。
(子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳より)

子どもの権利条約の4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や
国籍、性、意見、障がい、経済状況など
どんな理由でも差別されず、条約の定める
すべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、
「その子どもにとって最もよいことは何か」を
第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた
能力を十分に伸ばして成長できるよう、
医療、教育、生活への支援などを受けることが
保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に
意見を表すことができ、おとなはその意見を
子どもの発達に応じて十分に考慮します。

あなたが思ったことは大切な意見。 周りの大人に相談してみよう。

自分の考えや意見を持つことは、とても大切なこと。
こどもも、自分の意見は大事にされるべきなので、
自分の意見はきちんと伝えてね。

あなたが、毎日の生活や学校のこと、
嫌なことや困っていることがあれば、周りの大人に相談してみよう。
あなたの意見をちゃんと聞いて、いっしょに考えるよ。

親や周りの大人に相談しても、困ったことが続くときは、
ひとりで悩まず相談してね。
相談窓口はリーフレットにあるよ。どこに相談しても大丈夫！
困ったときは、いつでも電話してね。

児童相談所って？

18歳未満のこどもの相談をうけるところ。こどもの権利を大切にして、
こどもやご家族のお話をよく聞き、解決策を一緒に考えるよ。

相談したらどうなるの？

児童相談所は、こどもの安心・安全を守る場所。
解決できる方法を一緒に考えるよ。もし、あなたが相談したことで
心配なことがあれば、そのことも教えてね。

